

○ 県内市町村における差別解消条例の制定状況
制定済 (35 全市町村)

	市町村	条例名	施行月
1	山形市	山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	H29.4
2	米沢市	米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	H31.4
3	鶴岡市	鶴岡市障害を理由とする差別解消の推進に関する条例	R2.4
4	酒田市	酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R2.4
5	新庄市	新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R3.3
6	寒河江市	寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R5.4
7	上山市	上山市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R3.3
8	村山市	村山市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R3.12
9	長井市	長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	H31.4
10	天童市	天童市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R4.4
11	東根市	東根市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	R 元.6
12	尾花沢市	尾花沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R3.3
13	南陽市	南陽市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R3.4
14	山辺町	山辺町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R5.4
15	中山町	中山町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	R3.12
16	河北町	河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例	R2.4
17	西川町	西川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R3.9
18	朝日町	朝日町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R5.3
19	大江町	大江町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R5.3
20	大石田町	大石田町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R4.4
21	金山町	金山町共に障がいのある人もない人も生きるまちづくり条例	R3.4
22	最上町	最上町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R4.3
23	舟形町	舟形町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R3.4
24	真室川町	真室川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	H30.12
25	大蔵村	大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R3.4
26	鮭川村	鮭川村障がいのある人もない人も共に生きるむらづくり条例	R4.4
27	戸沢村	戸沢村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R2.9
28	高畠町	高畠町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R2.4
29	川西町	川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	H29.6
30	小国町	小国町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R2.4
31	白鷹町	白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R2.4
32	飯豊町	飯豊町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	H29.12
33	三川町	三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例	R3.3
34	庄内町	庄内町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R4.4
35	遊佐町	遊佐町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	R4.4

※ 令和5年4月1日に県内全市町村が条例施行

R5.6 現在障がい福祉課調べ

○ 県内市町村における手話言語条例の制定状況
制定済 (3市2町)

	市町村	条例名	施行月
1	新 庄 市	新庄市手話言語条例	R3.12
2	長 井 市	長井市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用推進に関する条例	R6.4
3	南 陽 市	南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例	R8.6
4	中 山 町	中山町手話言語条例	R3.12
5	高 畠 町	高畠町手話言語条例	R6.4

R8.7 現在障がい福祉課調べ

令和 7 年 4 月より名前が変わりました

視覚障がい者情報センターをご存じですか？

活字による情報取得が困難な方により多くの情報が届くようにお手伝いをしています。

こんな仕事をしています

- 点字図書や録音図書、逐次刊行物（雑誌）の製作、貸出

＊全国の点字図書館ネットワーク（サピエ図書館）を通して、自館にはない図書を点字図書館同士で貸し借りし、利用者へ貸出しを行います。

- 図書の製作にあたるボランティアの養成

- 視覚障がい者の相談

＊読みたい本探しのお手伝い（レファレンスサービス）

＊日常生活に必要な用具の紹介、使い方などのアドバイス

- 生活や制度など関連情報や、新刊図書情報の提供（情報センターだより）

- スマートフォンなど ICT 機器の紹介や講習会の実施

- 点字や音声による新聞情報の提供（JBニュース、電話ナビゲーション）

- 視覚障がい者の方への点字指導、情報交換会や講習会の実施

- 個人の本や資料などの点訳、音訳、対面朗読

- 移動情報センター、出前講座の実施

図書利用の流れ

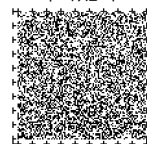
★利用登録 視覚障がいやその他の障がいをお持ちの方で視覚による表現認識に困難があると認められる方が登録できます。

★貸出・返却 貸出は、基本的に郵送で行います。返却は最寄りのポスト、または郵便局の窓口へ。サピエ図書館より直接図書データをダウンロードすることも可能です。（個人登録が必要です。）

★図書のリクエスト

電話や手紙、メールなどでリクエストをいただきます。当センターに蔵書しているものはすぐお貸しします。ない場合は、県外の点字図書館より借り受けます。どこにもない場合は、製作も行います。

ユニバーサルコード



データ

- 山形県の視覚障がい者数 2,448 名（R8 年 3 月末）
- 山形県視覚障がい者情報センター登録者数 537 名（R8 年 3 月末）

○ 蔵書数（R8 年 3 月末）

*点字図書	8,407 タイトル	27,018 冊
*テープ図書	5,378 タイトル	32,032 巻
*デイジー図書	5,807 タイトル	
*テキストデイジー（当館製作数）	243 タイトル	
*マルチメディアデイジー	188 タイトル	

○ 図書の貸出し数（R7 年度）

*点字図書	428 タイトル	1,487 冊
*テープ図書	101 タイトル	673 巻
*デイジー図書	6,512 タイトル	6,512 枚
*点字雑誌	2,275 タイトル	2,278 冊
*録音雑誌	3,722 タイトル	3,722 巻・枚
*図書館だより（墨字・メール・拡大文字等）		1,793 冊

○ ボランティア数（R8 年 4 月 1 日現在）

*点 訳	54 名（うち点訳校正 17 名 県外 5 名）
*音 訳	42 名
*音訳校正	14 名
*テキストデイジー	14 名

合計 125 名（うち重複者 6 名）

*デイジー図書再生機プレクストーク PTR3

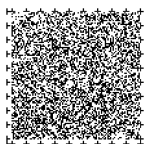
【お問い合わせ先】

山形県視覚障がい者情報センター

〒990-0031 山形市十日町 1-6-6

電 話 023-631-5930

FAX 023-627-1118



日曜開所日は下記の通りです。

*4月26日・5月24日・6月28日・9月27日・10月25日・11月22日

相談事業について

(1) 障がいを理由とする差別に関する相談窓口

- 障がいを理由とする差別に関する相談窓口を障がい福祉課内に設置し、職員が相談者への助言や関係者間の調整などを行っています。

障がいを理由とする差別に関する相談

電話 023-630-3303 FAX 023-630-2111

月曜日～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)

- 内閣府においても相談窓口を設置し、障害者差別解消法に関するご相談を適切な相談機関と調整し、取り次ぎ等を行っています。

つなぐ窓口

電話 0120-262-701

週7日 10:00～17:00(祝日・年末年始除く)

メール info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

(2) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

- 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づき市町村から委嘱を受け、地域の障がい者が日常生活を送る上でのさまざまな相談に応じ、更生に必要な援助を行っています。

(3) 障がい者 110 番事業

- 障がい者が自立し豊かで安定した生活ができるよう支援するための相談窓口を、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会内に設置し、専任相談員が対応しています。

障がい者110番専用ダイヤル

023-687-5333(電話・FAX 兼用)

月曜日～金曜日 8:30～17:00(祝日・年末年始除く)

ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、

困っているようであれば声をかける等、

思いやりのある行動をお願いします。



山形県は、ヘルプマークの普及に取り組んでいます

配慮を必要としている方のための 「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

バス・電車の中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座していると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

- 山形県では、下記の場所でヘルプマークを必要とする方に配布します。
(平成30年9月から配布開始)

- ◎ 山形県 健康福祉部 障がい福祉課

- ◎ 山形県 各総合支庁

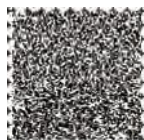
- 村山総合支庁 地域健康福祉課

- 最上総合支庁 地域保健福祉課

- 置賜総合支庁 地域保健福祉課

- 庄内総合支庁 地域保健福祉課

- ◎ 各市役所・各町村役場 障がい福祉担当課 ほか



(問合せ先) 山形県 健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍推進担当／電話 023-630-2293

「山形県ふれあいパートナーシップ企業」に登録しませんか？

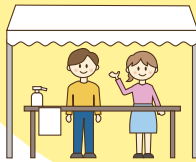
皆様の応援が 障がい者の活躍の場を広げます

山形県では障がいのある方の工賃向上や障がい者施設の生産活動の売上増加に向けて
連携・協力いただける企業を募集しています！

企業の皆様



仕事発注



販売場所の提供



社内掲示



パートナー

障がい者施設



製品販売



仕事受注

障がいのある方々



社会貢献

収入アップ・自立した生活

ご登録企業には

- 「登録証」を交付します
- 登録企業名と取組内容を県ホームページや広報誌で紹介します



障がい者施設って？

一般企業での就労が困難な障がいのある方が通う障害福祉サービス事業所です。

どんなことをしてるの？

障がい者の方はいろいろなお仕事をして「工賃」を受け取っています。

こんなお仕事をしています！

- お菓子の製造
- 雑貨の制作
- 内職作業
- 清掃作業 などなど



内職作業



清掃作業

障がい者施設の活動を 応援しませんか？

例えばこんなこと！

- 障がい者施設に箱の組立や敷地内の清掃などの仕事を発注
- 店舗内やイベント等に障がい者施設が出店
- 社内の従業員向けに、障がい者施設が作ったお菓子などの注文を斡旋

応援内容は県共同受注センターも
一緒に考えます！
お気軽にご相談ください！



店舗前での販売会



お菓子や野菜、雑貨などを
販売します

登録をご希望される場合は、登録申込書によりお申込みください。

※様式は県ホームページに掲載しております。

https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/shuro/shuurou-shien/fureai_partnership.html



登録の対象

県内に事務所若しくは
活動拠点を有する
企業・法人・団体等

お問合せ

募集・登録申込について

山形県共同受注センター

TEL 023-616-7188

〒990-0039 山形市香澄町三丁目2-1 山交ビル8階
(山形県経営者協会内)

制度全般について

山形県健康福祉部障がい福祉課
障がい者活躍・賃金向上推進室

TEL 023-630-2293

〒990-8570 山形市松波2丁目8-1

福祉のチカラでお手伝い！

障がい者施設に 仕事を依頼 してみませんか？

どんな仕事を依頼できますか？

様々な部品組立や
縫製(ミシン)など、
手作業が必要な
内職のような作業



ビル・マンション等、
共有部分のトイレ清掃や
草刈り・園芸などの作業



チラシや名刺などの印刷、
点字名刺への加工作業



データ入力や集計、
テープ起こしなどの
情報処理作業



袋詰めやシール貼り、
バリ取りなどの作業



さまざまな仕事をサポートします！

斡旋料
無料！

ご依頼方法 (作業開始までの流れ)

相談

山形県共同受注センター[※]に
相談ください！
一緒に作業の仕様を決める
お手伝いを致します。

※山形県共同受注センターは、山形県から委託を受けて、(一社)山形県経営者協会が運営する組織です。受注業務の斡旋・仲介等の窓口になります。

募集

登録されている障がい者施設
に募集をかけます。

※作業内容によっては、応募が無い場合もございます。ご了承ください。

BOSYU!

開始

募集に応じた障がい者施設と
契約し、業務を開始して
いただきます。

※スムーズに開始できるよう、
山形県共同受注センターが
サポートします。



お問い合わせ

山形県共同受注センター

(山形県経営者協会内)

TEL : 023-616-7188

E-mail : yamagata-kjc@biscuit.ocn.ne.jp

https://yamagata-kjc.net/



販売会やイベントにも出店できます！

地域の福祉施設が作った
食品(お菓子、パン等)や雑貨などを販売できます。
販売会を通じて、地域貢献・交流をしてみませんか。



はじめよう!

のうふくれんけい
農福連携

ノウ フク

今、おこなっている農作業 障がい者施設にお願いしてみませんか?

いろんな農作業を行っています。

水稲苗運び、苗箱洗い／野菜の収穫、除草、出荷作業
果樹の摘果、収穫、出荷作業、剪定枝集め／各種箱作り
など



おすすめポイント

- ①まずは作業体験会を開催し、不安解消
- ②障がい者施設の職員が農作業に同行し、サポート
- ③農作業委託に必要な農作業の細分化、難易度評価など、農福連携推進センターがアドバイス

農家さんの声

「はじめは不安でしたが、一生懸命に作業をしてくれて助かっています。今ではなくてはならない戦力です」



まず一度「山形県農福連携推進センター」へご相談ください!!

村山・最上・置賜地域 023-630-2203 (県健康福祉部障がい福祉課内)

庄内地域 0235-66-2174 (庄内総合支庁地域保健福祉課内)

※農福連携とは…障がい者等が農業分野で仕事をするを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、農業分野の新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

ABOUT The
LaLaLa

やまがたアートサポートセンター 「ら・ら・ら」とは？

2016年から山形県の事業として「やまがた障がい者芸術活動推進センター」を立ち上げ、2020年からは、山形県障がい者芸術文化活動普及支援事業「やまがたアートサポートセンターら・ら・ら」として障がいのある方の芸術文化活動のさらなる充実のため、下の5つの事業に取り組んでいます。山形県内各地域の活動に寄りそい、さまざまな人材と連携しながら、山形県全体での芸術活動の促進と普及を目指します。この活動によって、多様性における理解を深め、新たな価値づくりを支援し、互いを尊重し理解しあえる地域の包容力を高めるべく取り組んでいます。

Activity of
LaLaLa

どんなことをしているの？

つくる、つなぐ、つたえる

① 相談支援

表現への思いをつなぐ

表現活動を始めたい、作品を発表したいなど、山形県内の障がいのある方の芸術文化活動に関する相談支援を行います。寄せられた相談内容に応じて、訪問調査や他の機関や専門家への橋渡しなども行っています。

② 人材育成

「気づき」の場をつくる

トークイベント、研修会、ワークショップ等、実践を交えて学んでいく人材育成プログラムを企画・運営しています。福祉の分野だけではなく、芸術文化等の分野とも連携して、関係する人口が増えるよう、実践を行います。

③ 関係者のネットワークづくり

人と人、活動と活動をつなぐ

芸術文化活動を実践している障がいのある個人、団体、芸術文化団体、専門家、行政機関等と連携し、各地域内または地域を越えたネットワークづくりを行っています。情報交換や意見交換を行うさまざまな機会をつくっています。

④ 発表等の機会の創出

表現と交流の場をつくる

ギャラリーら・ら・らや県内各地域での展覧会や公募展を企画・運営し、表現を発表する機会をつくっています。同時に、表現の発表機会のあり方や展覧会の固有の価値を問い、高めています。

⑤ 情報収集・発信

活動をみつけ、つたえる

芸術文化活動を実践している障がいのある個人・団体について、調査を実施し、実態把握を行うとともに、作品の発掘や作者情報の収集、記録を行い、ウェブサイト、展覧会等による発信を行います。

まあるく、つないでいます。



詳しいお問い合わせは

やまがたアートサポートセンター ら・ら・ら / 社会福祉法人愛泉会 ギャラリー ら・ら・ら
〒990-0033 山形市諏訪町一丁目2番7号 TEL: 023-674-8628 FAX: 023-664-2118

やまがたアートサポートセンター ら・ら・ら
y-aisenkai.com/info/lalala/

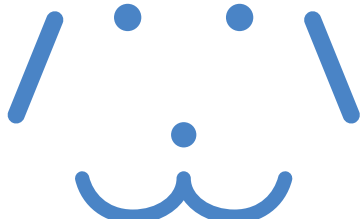


Instagram
@YAMAGATALALALA



もっと知って

Welcome!



ほ じ ょ 犬



もっと知ってほじょ犬 [txt形式]



困っている様子を
見かけた際は……

ほじょ犬を同伴していても、みなさまのサポートを必要とする場合があります。もし困っている様子を見かけたら、「何かお手伝いしましょうか？」などのお声がけや筆談で、コミュニケーションをとってください。

何か
お気づきの際は……

ほじょ犬が通路をふさぐ等の状況をユーザーが気付いていない場合もあります。何かお気づきの際には、ユーザーに伝えてください。

お問い合わせ

- ▶ ほじょ犬の同伴や使用に関する苦情相談・お問い合わせ先
各都道府県・政令指定都市・中核市の障害福祉担当課
- ▶ 厚生労働省ホームページ
身体障害者補助犬 (関係法令やガイドライン等)



2020年版

障害のある方の
日常生活を
サポート

活躍する

ほじょ犬のご紹介!

ほじょ犬とは…

ほじょ犬は、目や耳、手足に障害のある方をサポートする「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のこと。障害のある方が自立と社会参加をするための大切なパートナーです。

身体障害者補助犬法に基づき、必要な訓練を受けています。

また、ユーザーはほじょ犬の衛生・行動管理をしっかり行っているため、社会のマナーを守り清潔にしています。



ユーザーがほじょ犬を同伴して施設等を利用する際には、いつでもほじょ犬であることを示せるように、犬種、認定番号、認定年月日等を表示しています。

曲がり角を
知らせる!



1 盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけていて、「盲導犬」と表示しています。

2 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。「介助犬」と表示しています。

落とし物
を拾う!



危険を
知らせる!



3 聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAX等着信音、赤ちゃんの泣き声、車のクラクション等を聞き分け教えます。「聴導犬」と表示しています。

健康と清潔

ユーザーは、獣医師の指導を受けながら、ほじょ犬の体調や衛生・行動の管理をしっかり行い、健康と清潔を保っています。ほじょ犬には、食べ物や水等を与えないようにしましょう。

食事

決められた 食事と水の量

食事・飲水の時刻と量を決めることで、排泄の時刻や健康を管理しています。

トイレ

一定の生活リズム に合わせた排泄

ほじょ犬の体調に合わせて、指示した場所で排泄をするようにマナーを守っています。

ブラッシング

ブラッシングと シャンプー

毎日のブラッシングと、定期的なシャンプーを行い、清潔を保っています。ときに、洋服やケープを着せ、抜け毛を防止しています。

検診

定期的な 予防接種と検診

衛生を確保するため、健康診断は年に2回以上、検便や血液学的検査は年に1回以上実施。「身体障害者補助犬健康管理記録」をつけています。

移動と施設利用

ユーザーはほじょ犬とともにさまざまな交通機関や公共施設を利用します。ほじょ犬はユーザーの指示がととても大切なので、ほじょ犬に対して、話しかける、じっと見つめる、触る等の気を引く行為は避けましょう。

交通機関

電車・バス・タクシー

シートなどを汚さないように足もとでしずかに待機します。



公共施設

商業施設・飲食店・ 病院・ホテル

導線を確認し、大人しくテーブルの下や椅子の側などで待機します。



ほじょ犬への接し方

- ☒ 食べ物を与えないようにしましょう。
- ☒ 気を引く行為は避けましょう。
- ☒ 温かく見守りましょう。



補助犬法

ほじょ犬は「身体障害者補助犬法」に基づき訓練・認定されています。ユーザーは衛生・行動管理に責任を持って社会参加しています。受け入れる施設側には、法律に基づき、ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があります。

解説

身体障害者補助犬法

目的／良質な補助犬を育成して、障害のある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とした法律です。（法第1条）

定義／補助犬は、認定を受けた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類の総称です。（法第2条）

訓練・認定／定められた訓練施設において、障害のある方の状況に応じた訓練を行い、良質な補助犬を育成し、指定された法人により「認定」を受けています。（法第3、16条）

使用者／補助犬を同伴して施設等を利用するときは、補助犬である旨を表示しています。また、使用者は自ら補助犬の行動を適切に管理し、補助犬の体を清潔に保っています。（法第12、13、22条）

施設等の利用／不特定多数の人が利用する施設等では、使用者が補助犬を同伴することを拒むことはできません。（法第7、8、9条）

障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消を推進

- 「不当な差別的取扱い」とは
障害があるということだけで、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は禁止されています。
- 「合理的配慮」とは
障害のある方などから何らかの配慮を求める意思の表示があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮。
詳しくは内閣府ホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」をご参照ください。



障害のある方の 社会参加を広げるために！

目や耳、手足に障害のある方をサポートする「ほじょ犬」は、社会参加に欠かせない大切なパートナーです。障害のある方が日々の暮らしをよりよく過ごせるような社会の実現を目指しています。皆様のご支援とご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

こころ

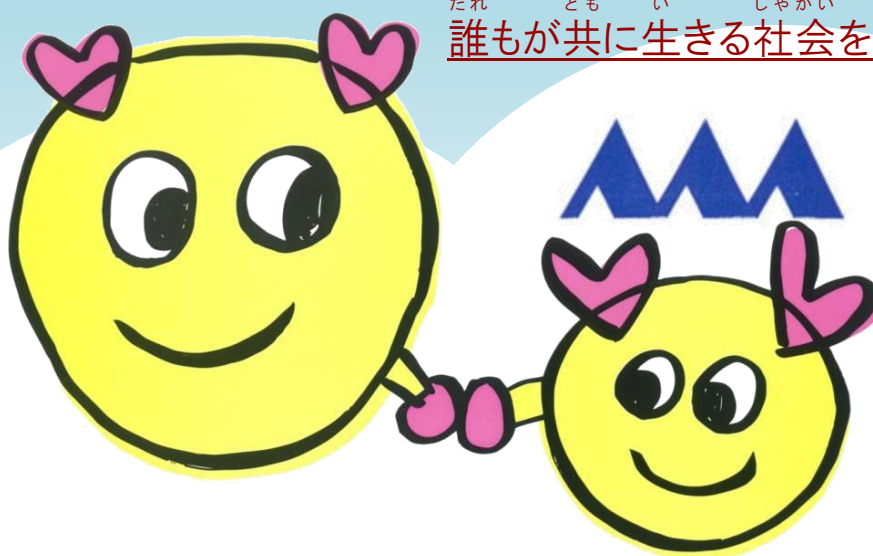
れいわ ねんど
令和8年度

でまえこうざ
出前講座
ぼしゅうちゅう
募集中

心のバリアフリー

すいしんいんようせいけんしゅうかい 推進員養成研修会

しょう りゆう さべつ かいしょう しょう
障がい^{しょう}を理由とする差別を解消し、障がいのあるなしにかかわらず、
だれ とも い しゃかい めざ
誰もが共に生きる社会を目指します



けん じぎょうしょ しょう りゆう さべつ かいしょう ちゅうしんてき やくわり にな
県では、事業所において障がい^{しょう}を理由とする差別の解消に中心的な役割を担っていただく
こころ すいしんいん ようせい でまえこうざ かいさい
「心のバリアフリー推進員」養成のため、出前講座を開催しています。

けんしゅうないよう 研修内容

しょう かた せいかつ しょう しょうたい
障がいのある方が生活するうえで障がいとなっていることや、障がいの状態に
おう ひつよう はいりょ りかい ふか にちじょう きょうむ なか しょう かた
応じた必要な配慮について理解を深めることで、日常の業務の中でも障がいのある方
へ てきせつ たいおう せぜん こうぎ おこな
への適切な対応が自然になされるよう講義を行います。

◇事前に申込書でお申し込みください。

◇修了後、認定証を交付します

◇お問合せは023-630-3303

◇詳しくは で

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ かいせい じぎょうしゃ こうりてき
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、事業者による合理的
はいりょ ていきよう ぎむか しこうび
配慮の提供が義務化されました。（施行日：R6.4.1）

ほんけんしゅう こうりてきはいいりよ せつめい
本研修では合理的配慮についてもわかりやすくご説明します！

やまがたけんけんこうふくしぶ
山形県健康福祉部

しょう ふくしか
障がい福祉課